

第2 契約事務

1 契約の締結

当局では、局施設の建設や改良工事の請負、貯蔵品や水道メータ等の物品の購入、種々の業務委託など多岐にわたる契約を締結しており、契約件数は、膨大なものになっている（表6-7参照）。

また、契約手続を公正かつ公平に行うためには、競争性の発揮や透明性の確保が不可欠である。

そのため、当局では、電子調達システムの運用などを推進するとともに、時代に即した契約制度の改善に努めている。

表6-7 平成28年度契約状況

(平成29年3月末現在)

| 区分 | 件数 | 金額(百万円) |
|----|-------|---------|
| 工事 | 1,791 | 210,622 |
| 物品 | 2,590 | 61,992 |
| 計 | 4,381 | 272,614 |

2 契約事務手続の透明性、公正性及び公平性の確保

入札・契約事務手続の透明性、公正性及び公平性をより一層向上させるとともに、不正行為の発生を防止するため、様々な取組を行っている。

(1) 情報の公表

ア 工事請負契約

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成13年2月16日施行）に基づき、現在、契約関係の情報を次のとおり公表している。

(ア) 工事発注予定の公表

- a 年間計画 毎年4月（修正7・10・1月）
- b 発注予定表 原則毎週月曜日

(イ) 入札・契約の経過等の公表

- a 入札経過調書
- b 指名理由
- c 積算内訳書（250万円を超える工事案件）
- d 随意契約結果
- e 随意契約理由
- f 契約金額の変更を伴う契約変更の理由等

(ウ) 基準、要綱等の公表

- a 指名基準
- b 共同企業体に対する発注取扱要綱
- c 工事成績評定要綱
- d 指名停止等取扱要綱 その他

(エ) 工事成績等の公表

- a 250万円を超える工事案件の成績
- b 100万円を超える設計等委託案件の成績
- c 優良業者（75点以上）情報
- d 指名停止情報

(オ) 入札参加有資格者名簿の公表

イ 物品購入契約

平成12年7月から当局ホームページを活用して、世界貿易機関（WTO）の枠組みの下で運用される「政府調達に関する協定」（以下「政府調達協定」という。）の適用を受ける契約案件及び継続的・反復的に購入する物品に係る契約案件の公募並びに落札結果の公表を開始し、平成14年11月からは、委託契約などにも公表の対象を拡大した。平成17年度からは、当局ホームページに代えて都の入札等に関するホームページ（入札情報サービス）に掲載し、公表している。

また、平成22年5月から特命随意契約に関する情報（件名、決定金額、決定者及び特命随意契約理由）を公表している。

(2) 不正行為の排除の徹底

ア 技術者の適正配置の確認

建設業法では、一定規模以上の公共工事について、監理技術者又は主任技術者の現場専任制を定めている。このため、平成12年4月から、一般財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）が運営する発注者支援データベース・システムを活用し、工事契約申込み等の際に技術者の適正配置について確認を行っている。

イ 標準契約書の改正

工事請負、物品購入等の全ての契約について、平成13年5月1日契約分から次の条項を改正した。

(ア) 解除条項の新設

談合等の不正行為があった場合に、都が契約解除できる条項を新設した。

(イ) 違約金（損害賠償の予定）

談合等の不正行為があった場合に、都が被った損害の賠償額を予定した条項を新設した。賠償金額は契約金額の10%（水道メータ買入れ契約は、平成15年度第4回メータ調達分から30%）とし、実際の損害額がこれを超える場合は、超えた額について更に請求する。

(ウ) 一括下請負（丸投げ）の全面的禁止

工事の標準契約書において、例外的に一括下請負ができる旨を規定していた条項を削除した。

ウ 談合情報への適切な対応

平成13年5月に改正された「東京都水道局談合情報取扱要綱」に基づき、談合情報が寄せられた場合は、所定の調査を行い、結果を公正取引委員会へ通知する等の対応を行うこととしている。

エ 法律に違反した者の指名停止

「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」（平成13年3月1日施行）に違反した者について、指名停止とすることとしている。

オ 談合等に対するペナルティの強化

平成18年4月に、「東京都水道局競争入札参加有資格者指名停止措置要綱」の全面改正を行い、指名停止の強化（期間の延長、対象の拡大等）を盛り込んだ「東京都水道局競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱」を制定し、運用している。

カ 契約監視委員会による調査

当局では、物品契約における入札の公正性及び公平性を確保するため、「水道局物品契約監視委員会^(注)」を設置し、入札参加者数や落札価格の動向等について監視を行っている。監視対象項目は、前年度に購入実績があり、今後も大量かつ継続的に購入が見込まれる水道工事事用材料、水道工業用薬品、水道メータなどである。

委員会における調査・分析結果については、当局ホームページで公表している。

また、工事契約においても、公正性及び公平性を確保するため、平成26年10月に「水道局工事契約監視委員会」を設置し、工事契約に関する契約結果の調査、分析及び監視を行い、入札その他の契約手続きに係る不正行為の排除又は防止策を検討している。

(注) 平成12年2月に設置された「物品購入契約調査委員会」を整理再編し、平成22年10月に設置

キ 暴力団等の排除

平成22年11月に「東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱」を制定し、局が締結する契約に暴力団等が介入することがないように排除する措置（契約解除等）を講ずるとともに、不当介入に対し通報・報告する制度を設けている。

(3) 参入機会の拡大

政府調達協定により、表6-8の適用基準額以上の契約について、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）」に基づき、東京都公報に公告又は公示して、一般競争入札又は指名競争入札の方式により入札を実施し、契約を締結している。

表6-8 適用基準表 (平成29年4月1日現在)

| 区 分 | 基 準 額 |
|--|------------|
| 物品等の調達契約 | 3,300万円 |
| 特定役務のうち建設工事の調達契約 | 24億7,000万円 |
| 特定役務のうち建設のためのサービス、エンジニアリングサービスその他の技術的サービスの調達契約 | 2億4,000万円 |
| 特定役務のうち上記以外の調達契約 | 3,300万円 |

(4) 成績評定

履行状況を客観的に把握して、その結果を業者選定等に反映させるため、工事成績評定、設計等委託成績評定及び建物清掃業務委託成績評定を実施している。

3 工事の品質確保に向けた契約方式

(1) 総合評価方式

機能、性能、技術等価格以外の要素と価格とを総合的に評価し、発注者に最も有利な条件を提示した者を落札者とする入札方式である。都においては「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、平成17年度から実施している。

当局でも現在、「技術提案型」、「施工能力審査型」、「技術力評価型」及び「技術実績評価型」の4類型の総合評価方式を導入し、試行している。

なお、それぞれの方式の適用範囲は、表6-9のとおりである。

表6-9 適用範囲 (平成29年4月1日現在)

| 類型 | 土木工事 | 建築工事 | 設備工事 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 施工能力 審査型 | 2.5億円 未満 | 3.5億円 未満 | 1.2億円 未満 |
| 技術実績 評価型 | 2.5億円 以上 | 3.5億円 以上 | 1.2億円 以上 |
| 技術力 評価型 | 1.6億円 以上 | 2.2億円 以上 | 1億円 以上 |
| 技術提案型 | 工事内容による。 | | |

注 金額は予定価格（税込）

ア 技術提案型（平成17年度導入）

高度な技術提案等（将来の維持管理等を含めた総合的なコスト削減、工事目的物の性能・機能の向上等）を評価する。

技術的工夫の余地が大きく、技術的課題や困難性が特に大きい工事を対象としている。

イ 施工能力審査型（試行）（平成18年度導入）

工事成績や配置予定技術者の資格・実績を評価する。中小規模だが、施工実績等に配慮する必要性のある工事を対象としている。

平成23年度からは、発注等級がB及びCランクの工事案件を中心に、この方式の大幅な件数拡大に取り組んでいる。

ウ 技術力評価型（試行）（平成19年度導入）

「企業の技術力」と「企業の信頼性・社会性」の内容を評価する。技術的な課題や困難性があり、技術力等の審査が必要な工事を対象としている。

エ 技術実績評価型（試行）（平成22年度導入）

「企業の技術力」と「企業の信頼性・社会性」の内容を評価する。技術的課題が少ない比較的大規模な工事を対象としている。

(2) VE (Value Engineering、価値工学)

目的物の機能を低下させずにコストを縮減し、又は同等のコストで機能を向上させる手法である。

当局では、設計VEを平成14年度から、契約後VEを平成19年度からそれぞれ実施している。入札時VEについては、技術提案型競争入札方式による入札時VEを平成11年度から試行している。

(3) 最低制限価格制度と低入札価格調査制度

過度の低価格での受注は、中長期的な品質確保に悪影響を及ぼすおそれがある。このような受注を防止し、排除する目的で採用されているのが、最低制限価格制度と低入札価格調査制度である。

対象となるのは、土木、建築、設備その他の工事及び製造の請負であり、そのうち適用範囲は、表6-10のとおりである。ただし、平成27年4月1日から3年間は、臨時的措置を講じるため、低入札価格調査制度を適用する対象は、政府調達協定が適用される額以上とし、それ以外の入札に付する案件は、全て最低制限価格制度を適用する。

表6-10 適用範囲 (平成29年4月1日現在)

| | 低入札価格調査制度 | 最低制限価格制度 |
|-------|-----------|----------|
| 土木工事 | 5億円以上 | 5億円未満 |
| 建築工事 | 6億円以上 | 6億円未満 |
| 設備工事 | 2億5千万円以上 | 2億5千万円未満 |
| その他工事 | 1億5千万円以上 | 1億5千万円未満 |

注 金額は予定価格(税込)

ア 最低制限価格制度

最低制限価格制度とは、最低制限価格を下回る入札者を失格とし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度である。最低制限価格は、予定価格の10分の7以上の範囲内で設定している。

イ 低入札価格調査制度

低入札価格調査制度とは、調査基準価格を下回る入札があった場合に、その入札価格で当該契約の内容に適合した履行が可能であるかどうかを調査した上で落札者を決定する制度である。

主な調査内容は、履行能力等の調査、経営状況・信用状態等の調査、入札価格の内訳書の調査などである。

さらに、一定の水準を下回る低価格での入札が行われた場合には、より調査内容を詳細にした「特別重点調査」を実施し、調査の厳格化を図っている。

4 電子調達システムの運用

当局では、公共調達における透明性・競争性の向上及び業務の効率化を図るため、工事請負・物品購入等の入札・契約に関する手続を電子化することとし、平成16年8月から水道局電子調達システムを一部導入し、平成17年4月から本格導入している。

具体的には、水道メータ調達案件を平成16年8月公表分から先行実施し、平成17年4月からは複数単価契約等を除く全ての工事入札案件において実施している。平成18年度からは、物品入札案件を含めた全ての入札案件において電子入札を実施している。

また、電子調達システムについて、都で一体的な運用管理を実現するため、水道局電子調達システムと東京都電子調達システムとの統合に向けた開発を進め、平成25年1月から両システムが統合された新電子調達システムが稼働している。

5 入札契約制度改革

近年、景気後退や社会情勢の変動により入札契約制度を取り巻く環境は大きく変化している。

そこで、今後の入札契約制度の在り方を検討するため、都は「入札契約制度改革研究会」を設置し、同研究会の最終提言を踏まえ、平成21年10月に「公共工事に関する入札契約制度改革の実施方針」を発表した。当局も同実施方針を踏まえ、次に掲げるような入札契約制度改革に鋭意取り組んでいる。

(1) 一般競争入札の適用拡大（平成23年9月）

従来、一般競争入札は、予定価格9億円以上の工事請負案件及び水道メータの買入れを対象としていたが、平成22年4月から予定価格5億円以上9億円未満のJV発注案件及び総合評価方式案件で制限付一般競争入札方式を試行している。

また、平成23年9月から政府調達協定の適用を受ける契約に関する契約のうち、物品買入れに関する契約について一般競争入札を行っている。

(2) 低入札価格調査制度の強化（特別重点調査の導入）（平成21年10月）

調査対象となるもののうち、入札価格内訳が一定の水準を下回るものに対し、工事現場における労働安全条件や下請企業との適正な契約等の事業者の法令遵守体制を確認するなどのより詳細な調査を行うため、平成21年10月から特別重点調査を導入している。

(3) 最低制限価格及び調査基準価格算定基準の改正（平成25年7月）

一部の工事で最低制限価格の設定上限を目安とした入札が多く見られ、くじ引きによる落札が多数発生した。

このような状況を改善し、事業者の積算努力を促すため、平成22年1月に最低制限価格と調査基準価格の設定上限を撤廃した。

さらに、工事品質の確保を強化するため、平成25年7月に算定基準の見直しを行った。

(4) 政策目的実現への寄与（平成23年6月）

都における重要施策実現及び工事成績に関する実績をより適切に評価するため、総合評価方式の技術点評価項目に「環境」、「雇用・就業」及び「仕事と家庭の両立支援」に関する配慮実績を加えるなど見直しを行った。